

諮問日：平成29年12月19日（平成29年度（最情）諮問第70号）

答申日：平成30年5月25日（平成30年度（最情）答申第10号）

件名：司法修習生採用希望者に対する面接に関して作成し，又は取得した文書の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成29年10月24日に実施した，71期司法修習生採用希望者に対する面接に関して作成し，又は取得した文書（面接人数，実施日時，実施場所，実施方法，面接担当者の肩書及び氏名等が書いてある文書を想定しているものの，これに限られない。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，「第71期司法修習生採用選考面接について」と題する文書（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し，その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成29年11月28日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件開示文書のうち原判断において行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当するとして不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）について，本当に同号に規定する不開示情報に相当するかどうか不明である。
- 2 面接担当者の肩書及び氏名等が書いてある文書が，本件開示文書とは別に存在するはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 司法修習生採用選考面接をどのような規模（申込者数、面接対象者数）、形式（面接官、面接時間等）で実施するか、また、それらに関する実質的判断がいつ頃行われるかを明らかにすると、どのような者（範囲）が面接対象者となるかなどの推測がされ、次年度以降、採用選考申込書等の提出書類（追加書類を含む。）に真実の記載がされなかったり、面接対象者において、不適切な事前準備が行われたりする可能性があり、今後の司法修習生の採用事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

出頭場所（室名表示）については、最高裁判所の庁舎は、全体として高度なセキュリティの確保が要請されており、一般の来庁者の出入りが想定されていない部屋の配置等を公にすることにより、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- 2 司法修習生採用選考面接に関する事務について、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を作成する必要はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年12月19日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成30年2月23日 本件開示文書の見分及び審議
- ④ 同年4月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件不開示部分のうち面接対象者の出頭場所以外の記載部分については、見分の結果、司法修習生採用選考面接に係る申込者数や面接対象者数等が記載されていることが認められる。その記載内容に照らすならば、これらの記載部分を公にすることによって、面接の規模や形式等が明らかになり、どのような者が面接対象者になるかなどの推測がされて、今後の司法修習生の採用事務に関

し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

また、本件不開示部分のうち面接対象者の出頭場所については、見分の結果、出頭場所として一般の来庁者の出入りが想定されていない部屋が記載されていることが認められる。その記載内容に照らすならば、全体として高度なセキュリティの確保が要請されている最高裁判所の庁舎について、一般の来庁者の出入りが想定されていない部屋の配置等を公にすることにより、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 苦情申出人は、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在する旨を主張する。しかし、本件開示文書の記載内容を踏まえて検討するならば、これ以外に文書を作成する必要がないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほかに最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められ、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人